

議案第7号

富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

富津市固定資産評価審査委員会の審査手続の際に求めている署名及び押印を不要とするとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富津市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年富津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれを署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。